# 北区男女共同参画活動拠点施設「スペースゆう」

# 事業概要

(令和5年度事業概要及び令和4年度事業報告)



東京都北区 パープルリボンシンボルマーク

令和5年5月

北区

# 目 次

# 事業概要

Ι	施設概要	• • • • • • • 1
$\blacksquare$	組織及び運営体制	3
$\blacksquare$	事業概要等	4
	<ul><li>1 啓発事業</li><li>(1)ゆうレポートの発行</li></ul>	· · · · · · · · · 4
	(2) 北区男女共同参画週間 (3) 北区さんかく大学 (4) 女性の活躍推進応援塾 (5) スペースゆう主催講座 (6) 北区中学生及び高校生のための職業教育キャラバン事業 (7) 区民企画協働事業 (8) 出前講座 (9) 人権啓発事業 (10) スペースゆう読書会 Light Houseーライトハウスー (11) 共催事業	
	(11) 共催争業 (12) その他の啓発事業 2 相談事業 過去5か年度の年度別・種類別 相談件数 (1) こころと生き方・DV相談 (2) DV専用ダイヤル(電話相談) (3) 女性のための法律相談 (4) にじいろ電話相談 (5) にじいろ法律相談 (6) 女性のためのLINE相談To U	12
	3 施設運営 過去5か年度の年度別・種類別 利用件数及び人数 (1)多目的室利用状況 (2)その他の施設の利用内訳	
	4 団体登録状況	• • • • • • • 24
	5 情報コーナー(所蔵数・貸出状況)	• • • • • • • 24
0	参考資料 東京都北区男女共同参画条例 東京都北区スペースゆう条例	· · · · · · · · · 25

# I 施設概要

1 名 称 … 東京都北区スペースゆう(北区男女共同参画活動拠点施設)

2 愛 称 …… スペースゆう

\*「スペース」は場所、宇宙という意味であり、 開設当時、プラネタリウム付きのホールを併設していたこと に起因する。また、「ゆう」は主役はあなたといった「YOU」 という意味のほか、友情を育てる「友」、人と人とを結ぶ「結」、 遊び(憩い)の場である「遊」という思いをこめたものである。

3 所在地 ・・・・・・ 東京都北区王子 1-11-1 北とぴあ5階

4 設置年月日… 昭和 46 年(1971年)3月1日婦人センターとして設置され、 平成4年(1992年)4月1日女性センターに名称を変更、平成 16年(2004年)4月1日北とぴあに移転し、男女共同参画セン ターに名称を変更、平成29年(2017年)4月1日スペースゆ う(北区男女共同参画活動拠点施設)に名称を変更。

5 開館時間 … 9:00~21:00 (日曜日 9:00~17:00)

**6 休館日** ····· 月曜日、祝日、年末年始(12月28日~1月4日)

**7 施設概要**(総面積:633.59 ㎡)

室名	面積	定員 (名)	概    要
	(m²)		
多目的室A	49	30	男女共同参画を推進するための学習会・講演会・ 研修会等の目的で、有料で使用できる施設。
多目的室B	51	30	「多目的室AB」として1部屋での利用も可。
情報コーナー		12	男女共同参画に関する図書・行政資料・雑誌・ビデオ等の閲覧と貸出しを行う。
交流サロン	_	26	少人数の打ち合わせや情報交換の場として利用 できる。
活動コーナー	_	10	グループ活動や打ち合わせ等に利用できる。
相談室 1	9.5	4	     女性のための法律相談等、相談事業を行う。
相談室 2	10	5	又はりにめり近岸で設守、で設争未で打し。
ミーティング・ルーム	19	12	男女共同参画をめざすグループの会議等に利用できる。

### 8 施設の利用(有料施設)

多目的室

男女共同参画を推進することを目的とした団体が利用できる。

なお、登録団体は施設使用料の5割が減額となる。

# 9 登録団体の要件

- (1) 男女共同参画を推進することを目的として活動する団体であること。
- (2) 構成員が5人以上で過半数が区内在住、在勤もしくは在学の者で占められていること。
- (3) 営利及び政治、宗教活動を目的とせず、継続的・計画的に事業を行っていること。
- (4) 公益活動の計画立案及び報告ができること。

### 10 利用の申し込み

室 名	受付開始日	受付時間	受付場所	申込方法
多目的室 A•B	利用日の2ヶ月前の日が属する月の初日	10:00~	スペース ゆう	①申し込みの順番を決める番号を引く。 ②若い番号順に受付。 ③以降は随時受付。

# 11 施設使用料

## ( )内は5割減額時

室名	定員(名)	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~21:00
多目的室A	30	720円 (360円)	1,120円 (560円)	1,440円 (720円)
多目的室B	30	720円 (360円)	1,120円 (560円)	1,440円 (720円)

### 付帯設備使用料 (5割減額の対象外)

種類	単位	使 用 料
アップライトピアノ	1台	510円
ビデオ・音響セット	1台	200円
プロジェクター	1台	510円
譜面台	1台	50円
持込器具使用電源設備	1 🗆	200円

# Ⅱ 組織及び運営体制(令和5年4月1日現在)

# 1 組織

総務部 ― 多様性社会推進課 ― 多様性社会推進主査 スペースゆう

# 2 スペースゆう運営体制

スペースゆう所長 (多様性社会推進課長事務取扱)

専門スタッフ (会計年度任用職員5名)

# Ⅲ 事業概要等

# 1 啓発事業

# (1) ゆうレポートの発行

男女共同参画に関する情報提供や啓発のため、年3回、情報誌「ゆうレポート」を発行している。

No.	内容	発行日
No.55	<ul> <li>●特集 コロナ禍で働く女性のメンタルヘルス</li> <li>●PICK UP 性の多様性について考えてみましょう 誰もが幸せを実感できる社会をめざして</li> <li>●インタビュー 『こまごめ通信』主宰/食を旅するイラストレーター/マンガ家 織田 博子さん</li> <li>●講座レポート 女性の活躍推進応援塾 起業家支援セミナー 女性のための起業スタートアップ WEB、SNSを使用した効果的な集客方法</li> </ul>	6月22日
No.56	<ul> <li>●特集 これってDV?         ~DVの被害・加害に気づいたら~</li> <li>●PICK UP         男女共同参画週間         コウケンテツ講演会</li> <li>●講座レポート         女性の活躍推進応援塾 エンパワーメントセミナー         私がわたしであるために         ジェンダーの思い込みから自分を解放するヒント</li> <li>●CLOSE UP         治療と仕事の両立         ~がんを生きぬいて仕事を続けるために~</li> </ul>	11月1日
No.57	<ul> <li>●特集 「見える化」する女性の貧困         ~誰もとり残さない社会をめざして~</li> <li>●PICK UP         知って備える更年期!         心と体と向き合うチャンスに</li> <li>●講座レポート         DV理解基礎講座         女性への暴力をなくすために         ~わたしたち一人ひとりにできること~</li> </ul>	3月1日

# (2) 北区男女共同参画週間

男女共同参画社会基本法の目的や理念への理解を深めるため、国が定める「男女共同参画週間(6月)」にあわせ、講演会等を実施している。

講座(講演)・日時・会場	講師	内容	参加数 (定員) 対象
映画会 「パピチャ 未来へのランウェイ」 6月18日(土) 14:00~16:00 北とぴあ6階ドームホール	_	"暗黒の10年"と呼ばれる内戦下のアルジェリアを舞台に、さまざまな苦難を乗り越えて、ファッションデザイナーになるという夢に向かって生きる少女と、その仲間たちの視点で、当時横行していた性差による弾圧の真実が、劇的かつ瑞々しく描かれている。 (監督 ムニア・メドゥール2019年製作/フランス・アルジェリア・ベルギー・カタール/109分/日本語字幕)	55名
講演会 「ま、いっか!」が合言葉 〜みんなが心地よいバランスを めざして〜 6月25日(土) 14:00〜16:00 北とぴあ6階ドームホール	コウケンテツ氏 (料理研究家)	手軽でおいしい家庭料理を提案し、 3児の子育て経験をもとに、親子の 食育、男性の家事・育児、食を通し たコミュニケーションを広げる活動 など、幅広く活躍中のコウケンテツ 氏が、男女の固定的役割分担を乗り 越えて、心地よく、しなやかに暮ら していく秘訣を語る。	61名 (60名)



(2) 男女共同参画週間



(3) 北区さんかく大学

# (3) 北区さんかく大学

男女共同参画の歴史的背景、社会のしくみ・情勢など幅広い知識を学ぶことによって、区民の意識を高めるととも に、男女共同参画社会の実現のために地域で活躍できる人材の育成を目的に開催している。

### <令和4年度実績>

# く北区さんかく大学> 「見える化」する女性の貧困~誰もとり残さない社会をめざして~

時間: 各日14:00~16:00 会場:スペースゆう多目的室AB

ユーディネーター: 笹川 あゆみ氏 (東京家政大学非常勤講師) 対象: 一般

対象:一般				
講座・日時	講師	内容	参加数 (定員)	
第1回 コロナ禍における アジアの女性と貧困 10月2日(日)	平野 恵子氏 (横浜国立大学 准教授)	コロナ禍により世界中で格差が広がり、とりわけ女性の貧困が急増している。日本だけではなくアジアに目を向けて、「再生産労働」を支える女性たちの貧困の状況や、ILOが2013年に発効させた「家事労働者の適切な仕事に関する条約」順守の必要性について学ぶ。	22名(30名)	
第2回 なぜ、コロナ禍で女性は 貧困に陥りやすいのか 〜男性稼ぎ主型の社会を考える〜 10月9日(日)	川口 遼氏 (名古屋大学 ジェンダーダイバー シティセンター 特任教授)	女性が貧困に陥る社会的背景など、国内の状況についての総論的な講義。もともと生じていた男女格差が、コロナ禍によって顕在化してきた現状について、さまざまなデータに基づいて分析し、全ての施策にジェンダーの視点を取り入れる必要性について学ぶ。	27名 (30名)	
第3回 コロナ禍で深まる 女性の孤立と貧困 10月15日(土)	飯島 裕子氏 (ノンフィクション ライター)	調理師、派遣介護職員、風俗店勤務、訪問介護へルパー、ハローワークの非正規職員など、女性たちへの取材を通して、実際に何が起こっているのかを学ぶ。また、家庭においてもステイホームによる負担が増え、セルフネグレクトに陥る女性も増えている中で、女性の居場所づくりの実践についても紹介する。	25名 (30名)	
第4回 生理の貧困 〜 "生理" はどう語られて きたか〜 10月22日(土)	田中 ひかる氏 (立教大学兼任 講師)	生理があるにもかかわらず、生理用品を入手できない状態である「生理の貧困」について、歴史的背景などを紹介する。また、生理について語りづらい最大の理由である「羞恥心」への配慮や、「生理が辛くても休めない」という状況を変えていく必要性について学ぶ。	24名 (30名)	
第5回 「『豊かさ』とは何か」を考える 〜ふりかえりと意見交換を 中心に〜 10月29日(土)	笹川 あゆみ氏 (東京家政大学 非常勤講師)	第1回~4回までの内容を振り返り、各回の問題点や課題について、ポイントをまとめる。また、①講座の感想、②「豊かさ」とは何か、という2つのテーマを設け、グループワークを行い理解を深める。	15名 (30名)	

# (4) 女性の活躍推進応援塾

女性の更なる活躍を推進するため、女性の活躍推進応援塾として、キャリアアップ及び起業並びに就労等に関するセミナーを開催している。

### <令和4年度実績>

講座・日時・会場	講師	内容	参加数 (定員) 対象
<b>起業家支援セミナー</b> 女性のための起業スタートアップ 〜WEB、SNSを使用した 効果的な集客方法〜 4月23日(土) 14:00〜16:00 スペースゆう多目的室AB	志鎌 真奈美氏 (Shikama.net代表 /チーフSNS マネージャー /ウェブ解析士)	多様な働き方の一つとして、働き方のスタイルの選択をしながら、ライフステージに合わせた仕事ができるよう、起業のための支援を行う講座。女性が創業するために必要な基礎知識や相談機関、ホームページやSNSを活用した集客のノウハウや、Instagramの活用について、演習を交えて実践的に学ぶ。	16名 (20名) 開業予定または 起業して2年以 内の女性
エンパワーメントセミナー 私がわたしであるために ~ジェンダーの思い込みから 自分を解放するヒント~ 7月16日(土) 14:00~16:00 スペースゆう多目的室AB	松尾 亜紀子氏 (株式会社エトセトラ ブックス代表取締役)	フェミニズム専門の出版社を立ち上げた講師による、ジェンダーや性的役割分担についての講座。自分の気持ちを言葉にすることや、アンコンシャスバイアスによる生きづらさや違和感に気付くことの大切さを、自分らしくのびやかに生きる講師の経験談も交えながら学ぶ。	13名 (30名) 区内在住・在 勤・在学の方
キャリアアップセミナー 〜組織の中で、自分らしさを育てる 働き方〜 11月19日(土) 10:00〜12:00 スペースゆう多目的室AB	三輪 英子氏 (株式会社キャリア クリエイション代表 取締役)	組織の中での役割を担いながら、キャリアを築いていくことについて、「自分らしく働く」とはどういことか、自身の大切にしている「働きがい」や価値観、強みを見つめ直すことからはじまり、自身の成長を阻む様々なカベ(アンコンシャスバイアスや成功不安など)について知り、それらを乗り越えて成長し続けるためには何が必要か考える。	13名 (30名) ・北区在住かつ 区内外問わず勤 務中の方 ・北区外在住の 区内在勤の方

# 再就職準備セミナー

各日10:00~12:00

会場:スペースゆう多目的室AB

対象: 主に結婚・出産・育児・介護などの理由で現在は離職中かつ再就職を希望する女性

講座・日時	講師	内容	参加数 (定員)
第1日目 【マインド編】 私の働き方×自分軸 〜就職への橋渡し、 ハロートレーニング〜 10月19日(水)	山崎 彰子氏 (東京労働局ハロー ワーク王子 職業相談部門 訓練担当就職支援 ナビゲーター)	仕事復帰を考える女性が、一歩踏み出すきっかけとなる講座。働き方の自分軸や価値観を見つめなおし、仕事探しに役立つスキルを習得できるハロートレーニング(職業訓練)の制度について学ぶことで、職業選択の幅を広げる。また、アクションを起こすためのアシストとして、ハローワーク個別相談の予約受付を行う。	17名(20名)
第2日目 【実践編】 自分らしく新たな第一歩! ~印象upのポイントメイク、 ビジネスマナー講座~ 10月20日(木)	坂井 なおみ氏 (一般社団法人日本 ビジュアル支援協会 理事長/ フォトグラファー/ メイクセラピスト)	普段のメイクとビジネスシーンにおける 身だしなみメイクの使い分けを学び、ビ ジネスマナーを再確認するなど、実際の 面接時に役立つ講座。自分を効果的にア ピールする術を得て、自信をもって元気 に再就職活動の一歩を踏み出せるよう後 押しする。また、第1日目と同様に、ハ ローワーク個別相談の予約受付を行う。	12名(20名)

# (5) スペースゆう主催講座

アゼリアプラン重点取組事項に関する講座や、男女共同参画の啓発に関する講座を実施している。

講座・日時・会場	講師	内容	参加数 (定員) 対象
DV理解基礎講座 女性への暴力をなくすために ~わたしたち一人ひとりにできること~ 11月5日(土) 14:00~16:00 スペースゆう多目的室AB (共催:子ども家庭支援センター)	多賀 太氏 (一般社団法人ホワイト リボンキャンペーン・ ジャパン共同代表/ 関西大学文学部長・ 文学研究科長・東アジア 文化研究科長/ 文学部教授/教育学博士)	DVの実態や種類、支配の仕組みなどについての基礎知識に加え、「自分は暴力を振るわないから関係ない」という大多数の男性の意識改革の必要性や、被害者に対する理解や支援について学ぶ。自分自身が加害者にも被害者にもならないための暴力防止について、一人ひとりにできることを考える。	12名 (30名) 一般
<b>ワーク・ライフ・バランス講演会</b> ここがポイント!!治療と仕事の 両立支援 ~病気離職をさせない!しない! ための具体策~ 12月8日(木) 18:00~20:00 スペースゆう多目的室AB	近藤 明美氏 (近藤社会保険労務士 事務所代表/ NPO法人がんと暮らしを 考える会 副理事長)	治療と仕事を両立できる職場づくりの 方策を追求している社会保険労務士か ら、①治療と仕事の両立支援に取り組 む必要性・メリット、②当事者従業 員、事業所(産業保健スタッフを含 む)・主治医による連携体制整備をは じめとする、病気治療と仕事の両立支 援のポイントについて学ぶ。	23名 (30名) 一般
<b>男性向け啓発講座</b> 男の生き方ブラッシュアップ! 〜職場・家庭・地域で、人間関係を 豊かに、しなやかに〜 2月4日(土) 14:00〜16:00 スペースゆう多目的室AB	坊 隆史氏 (東洋学園大学人間科学部 准教授/臨床心理士/ 公認心理師)	長年男性の悩みと向き合い、心理学を専門とする講師から、「男らしさ」のモデルを喪失した時代に、なお「男らしさ」を求められて生きづらさを感じている現代の男性の特徴について学び、豊かでしなやかな人間関係を築く上で重要となるコミュニケーションのコツを、ペアワークをまじえて学ぶ。	14名 (30名) テーマに関心 のある男性







(5) スペースゆう主催講座

# (6) 北区中学生及び高校生のための職業教育キャラバン事業

様々な分野で活躍している方を、講師として中学校・高等学校に派遣し、職業選択の経緯・仕事のやりがい・苦心等に関する情報提供等を行っている。

開催校•日時	講師	職業	参加数 対象
稲付中学校	鈴木 啓美氏	フェアトレード	142名
5月9日 (月) 13:30~15:00	即小 召美以		2学年
桐ケ丘中学校	大塚紀子氏	鷹匠	144名
5月27日(金)13:30~15:20	八体 机子以	<b>鳥</b> 四	2学年
堀船中学校	(本語)	照明設計	69名
6月14日(火)13:40~14:40	除尽 示帕丁以		2学年
桐ヶ丘高校	鈴木 啓美氏	フェアトレード	137名
6月17日(金)10:30~11:30	如小 召夫氏		1~4学年
浮間中学校	郡司 芽久氏	研究者	196名
9月2日(金)13:30~15:00	하의 장스다	까지됩	1学年
神谷中学校		パイロット	29名
11月12日 (土) 9:45~10:45	小田嶋 良氏	パイロット	2学年
明桜中学校	ウオ ニカマエ	<b>治院士</b>	190名
1月20日(金)13:30~14:50	宮本二史子氏	消防士	1学年及び 特別支援学級



(7)区民企画協働事業

# (7)区民企画協働事業

アゼリアプラン重点取組事項に関する講座や男女共同参画に関するテーマの講座等を企画運営する区民等団体を募集し、協働で実施している。

### <令和4年度実績>

講座・日時・会場	企画•運営団体 講師	内容	参加数 (定員) 対象
誰もが、いきいきと輝ける北区 をめざして〜性の多様性を尊重 する共生社会づくり〜 「LGBTQ+〜性の多様性〜」 講演会 自分らしく生きていく 3月25日(土) 14:30〜16:30 北とぴあ6階ドームホール	企画・運営: Rainbow Tokyo 北区 講師:西原(さつき氏 (女優)	トランスジェンダーで女優、声優として活動するかたわら、性の悩みを抱える人達に向けた支援団体「乙女塾」を創立した講師が、これまでに経験した「困ったこと」、「嬉しかったこと」を振り返り、トランスジェンダーの生きづらさがどうすれば軽減うことが大切かを、参加者に語りかける。	20名 (60名) 一般

# (8) 出前講座

多角的視点から男女共同参画を学ぶ機会を提供し、区民の男女共同参画に関する理解をさらに深めるため、 地域に直接出向いて講座を実施している。

講座・日時・会場	講師	内容	参加数 対象
デートDV講座			
3月3日(金) 14:30~15:30			81名 3学年
飛鳥中学校			
デートDV講座			
3月8日(水) 9:00~10:30			72名 3学年
田端中学校	西山 さつき氏   NPO法人レジリエ	   交際相手からの暴力であるデートDV   を未然に防ぐための対応について理解	
デートDV講座	ンス代表)	を深める。	
3月8日(水) 13:30~14:20			180名 3学年
明桜中学校			
デートDV講座			
3月13日(月) 13:30~14:30			126名 3学年
桐ケ丘中学校			

# (9)人権啓発事業

国が定める「人権週間(12月)」にあわせ、講演会を実施している。※令和4年は7月に実施

### <令和4年度実績>

講座・日時・会場	講師	内容	参加数 (定員) 対象
性の多様性理解のための写真展 OUT IN JAPAN 7月29日(金) 7月30日(土) 8:30~22:00 7月31日(日) 8:30~16:00 北とぴあ1階区民プラザ	_	LGBTQ+などセクシュアル·マイノリティの多彩な人物像を撮影するプロジェクト「OUT IN JAPAN(アウトインジャパン)」の写真展。 (予約不要・入場無料)	一般
性の多様性理解のための講演会性にとらわれず、「わたし」を生きる 7月30日(土) 14:00~15:30 北とぴあ6階ドームホール	牧村 朝子氏 (文筆家)	北区の歴史から世界の性文化、LGBT やSOGIという用語の歴史や意味について、また、私たちが今心がけたいことについての講演。LGBTという用語は一般に広く使われるようになったが、LGBTという言葉で少数者を分類し、周りから励まそうとするのではなく、自然にお互いを理解し合える社会に移行するために、できることは何かを考える契機とする。	42名 (60名) 一般

# (10) スペースゆう読書会 Light House ーライトハウスー

男女共同参画社会の推進を目的として、フェミニズムやジェンダー、人権、性の多様性等について学びを深める機会を提供するとともに、継続的に学び合うことができる仲間との出会いや交流を支援するために実施している。

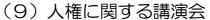
スペースゆう読書会 Light Houseーライトハウスー												
各日14:00〜16:00 会場:スペースゆう多目的室AB 講師:笹川 あゆみ氏(東京家政大学非常勤講師) 対象:一般												
日時	課題図書	内容	参加数 (定員)									
第1回	「82年生まれ、キム・ジヨン」 チョ・ナムジュ/著		5名									
5月21日(土)	斎藤 真理子/訳 筑摩書房 2018年12月	=# AT <b>+</b> %=# 8 <b>7</b> 57 <b>5</b> 7 <b>5</b> 7 <b>5</b> 7 <b>5</b> 7 <b>5</b> 7 <b>5</b> 7 <b>5</b>	(10名)									
第2回	「若草物語Ⅰ&Ⅱ」 ルイザ・メイ・オルコット/著	講師が課題図書の解説を   行った後、課題図書を通   して考えたことや感じた	6名									
8月6日(土)	谷口 由美子/訳 講談社 2019年12月	ことについて、参加者が 意見交換を行う。	(10名)									
第3回	「コンビニ人間」 村田 沙耶香/著	7.2.2.3.3.2.3	8名									
12月3日(土) 文藝春秋 2016年7月												

# (11) 共催事業

男女共同参画社会の推進のため、関連団体や大学等と協働で事業を実施している。

事業名•日時•会場	主催団体	内容	参加数 対象
2022 ねっとわーくまつり 4月16日(土) 13:00~16:30 4月17日(日) 10:00~16:00 北とぴあ5階 スペースゆう 北とぴあ6階 ドームホール	北区男女共同参画推進ネットワーク	「一人い、大学では、	① 53名 ② 27名 ③ 70名 ④ 180名 一般







(10) スペースゆう読書会



(11) 共催事業

# (12) その他の啓発事業

- ●男女共同参画に関する啓発
  - ・中央図書館での特設コーナー設置 5月27日(金)~6月22日(水) 男女共同参画に関するパネルの展示及び図書を集めた特設コーナーを設置した。
  - ・平和祈念週間でのパネル展示 8月2日(火)~8月6日(土) 総務課が主催する「平和祈念週間事業」の一環で、男女共同参画に関するパネルを展示した。

### ●女性の活躍推進に関する啓発

WEリーグ開幕戦でのイベント開催 10月22日(土) 女性活躍推進の機運醸成のため、日テレ・東京ヴェルディベレーザ、東京都、板橋区と連携し、 味の素フィールド西が丘にて、啓発グッズの配布や、パネル展示などを実施した。

### ●DVに関する啓発

- ・コミュニティバスラッピング11月中旬から約1か月間、区内を走るコミュニティバスの車体に北区パープルリボンシンボルマーク (女性への暴力の根絶運動で用いられる、支援や声明を表すアウェアネス・リボン)をラッピングした。
- ・中央図書館での特設コーナー設置 10月28日(金)~11月23日(水) DV(デートDV含む)に関するパネルの展示及び図書を集めた特設コーナーを設置した。
- ・学園祭でのグッズ配布や展示 10月29日(土)~10月30日(日) 東京成徳短期大学の学園祭(桐友祭)に参加し、デートDV等についての啓発グッズ配布、 オリジナルパープルリボンの製作やスペースゆうのPR展示を行った。



平和祈念週間事業でのパネル展示



北区パープルリボンシンボルマーク



コミュニティバスラッピング

# 2 相談事業

### <過去5か年度の年度別・種類別 相談件数>

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
(1)こころと生き方・DV相談		650	617	674	731	684
(2)DV専用ダイヤル(電話相談)		94	75	99	86	76
(3)女性のための法律相談	<b>%</b> 1	70	65	67	70	58
(4)にじいろ電話相談	<b>%</b> 2	_	_	11	10	5
(5)にじいろ法律相談	ж3	_	_	_	_	6
(6) 女性のためのLINE相談To U	<b>%</b> 3	_		_		232
合計		814	757	851	897	1061

<sup>※1</sup> 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和4年度は枠数を減らして実施

# (1) こころと生き方 · DV相談

女性相談(女性の専門員による相談):面談は一回45分、電話は一回30分

毎週火曜日10:00~16:45 (6枠)第1水曜日15:00~19:45 (5枠)第2・4水曜日13:00~17:45 (5枠)

第3水曜日 10:00~14:45、17:00~19:45(7枠)

第1・3・5金曜日 10:00~15:45 (5枠) 第1・3土曜日 10:00~11:45 (2枠) 第2・4土曜日 10:00~15:45 (5枠) 第1・3日曜日 10:00~15:45 (5枠)

※ 令和4年度は、第5水曜日も実施

男性相談(男性の専門員による相談):電話相談のみ一回30分

第1木曜日 16:00~19:30 (5枠) 第3土曜日 13:00~16:30 (5枠)

### <令和4年度実績>

### ①利用状況(予約・受付等)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数		60	54	60	57	59	46	54	58	56	57	62	61	684
うち	男性	2	3	2	5	4	_	2	3	7	4	6	7	45
内	来所	45	45	50	42	46	32	40	48	37	39	45	41	510
	電話	15	9	10	15	13	14	14	10	19	18	17	20	174
訳	(夜間)	5	2	4	8	5	4	8	4	5	8	8	9	70
相談	枠数	92	82	97	91	103	91	86	93	87	76	87	96	1,081
相談	臼数	17	15	18	17	19	17	16	17	16	14	16	18	200

<sup>※2</sup> 令和2年度から開始

<sup>※3</sup> 令和4年度から開始

### ②年齢別相談件数

	職業	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	合計
10代	有	-	-	-	_	-	_	-	_	-	-	-	-	-	_
1011	無	-	-	-	-	ı	-	-	ı	-	-	ı	-	-	
20代	有	-	1	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	4	4
2011	無	-	-	-	-	ı	ı	ı	ı	-	-	ı	-	-	4
30代	有	11	7	5	6	6	4	6	9	10	6	9	10	89	147
3011	無	-	6	5	6	6	7	5	თ	3	4	6	7	58	147
40代	有	7	7	9	9	2	7	9	7	9	6	5	5	82	139
401	無	8	4	3	4	5	6	3	4	5	6	4	5	57	100
50代	有	11	7	17	13	13	7	11	13	11	10	13	11	137	254
3011	無	11	7	7	7	12	10	13	7	10	10	13	10	117	204
60代	有	5	7	3	2	3	2	4	4	4	5	5	7	51	97
0011	無	5	4	5	4	5	1	2	8	2	3	4	3	46	91
70代	有	-	-	1	1	1	-	-	-	-	2	-	1	6	30
7011	無	1	2	1	3	3	1	1	2	2	4	2	2	24	30
80代	有	-	-	-	1	1	1	1	-	-	1	1	1	-	
以上	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_
不	明	1	2	2	2	3	1	-	-	_	1	1	-	13	13
合	計	60	54	60	57	59	46	54	58	56	57	62	61	684	684

# ③相談内容別件数(主訴件数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
暴力	11	10	13	15	14	13	14	12	17	19	19	17	174
生き方	10	10	11	14	14	8	13	11	15	9	15	11	141
こころ	10	11	10	5	8	9	13	12	11	9	10	10	118
からだ	1	-	1	4	3	1	2	2	2	2	1	2	21
夫 婦	15	12	15	10	9	9	7	14	8	11	8	16	134
子ども	11	8	6	5	3	2	4	4	1	3	3	2	52
家 庭	-	2	1	2	4	4	-	1	_	2	4	1	21
仕 事	2	1	1	1	3	1	1	2	2	2	2	2	18
その他	_	-	2	2	1	1	1	ı	_	-	-	-	5
合 計	60	54	60	57	59	46	54	58	56	57	62	61	684

# (2) DV専用ダイヤル (電話相談)

専門員による相談

火~金曜日 9:00~12:00、13:00~17:00

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
相談件数	4	8	8	7	6	7	5	8	5	9	3	6	76





# (3)女性のための法律相談

女性の弁護士による法律相談:一回30分

第1 土曜日 9:30~11:45 (4枠)

第3木曜日 17:00~19:15 (4枠)

※ 令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、枠数を3枠に減らして実施

### <令和4年度実績>

### ①利用状況(予約・受付等)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	4	4	6	3	5	6	6	5	6	5	4	4	58
相談枠数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	72
相談日数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24

# ②年齢別相談件数

	職業	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	合計
10代	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_
1011	無	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
20代	有	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	1	3	3
2011	無	_	-	_	-	-	_	-	-	-	-	_	-	-	)
30代	有	1	1	-	-	2	1	-	-	-	-	2	-	7	9
3011	無	_	-	1	_	-	1	-	-	-	-	-	-	2	9
40代	有	_	1	2	_	1	_	3	1	2	1	-	-	11	12
4010	無	_	-	_	_	1	-	-	_	_	_	-	-	1	12
50代	有	2	1	2	2	1	1	-	2	1	1	1	-	14	19
3011	無	_	-	-	-	-	2	2	-	-	1	-	-	5	19
60代	有	1	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1	3	7	10
0010	無	_	1	-	1	ı	-	-	-	1	-	ı	-	3	10
70代	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	5
7010	無	_	ı	1	-	ı	ı	1	ı	2	-	ı	-	4	)
80代	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
以上	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
不明		_	_	_	-	-	-	_	_	_	_	_	-	_	-
	<u></u>	4	4	6	3	5	6	6	5	6	5	4	4	58	58

# ③相談内容別件数(含重訴件数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
離婚	2	3	5	2	3	6	5	3	5	2	3	-	39
財産分与	3	1	5	2	1	4	1	2	5	_	2	-	26
相続	-	1	-	_	-	1	-	-	-	1	_	1	4
養育費	_	1	2	1	_	1	3	2	2	_	2	1	15
夫婦別姓	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
結婚	-	-	-	_	-	_	-	-	-	_	_	-	_
子ども	1	2	-	_	_	_	1	1	-	1	_	1	7
人間関係	-	1	-	1	1	-	1	-	-	1	ı	1	3
暴力	1	1	3	1	3	2	_	1	4	1	ı	1	16
セクハラ	-	1	-	1	1	-	_	-	-	1	ı	-	_
仕事	-	1	-	1	1	-	_	-	-	1	ı	-	_
隣家トラブル	1	ı	-	1	ı	1	_	ı	-	1	ı	-	_
金銭トラブル	1	1	1	1	1	-	_	-	1	1	ı	-	2
賃貸契約	1	1	_	_	1	1	_	-	_	_	ı	_	-
その他	-	_	1	2	2	_	1	1	1	1	1	3	13
合 計	9	8	16	9	9	14	12	10	17	6	8	8	126

# (4) にじいろ電話相談

専門員による相談: 一回20分程度 第11曜日 14:00~17:00

# <令和4年度実績>

# ①利用状況(予約・受付等)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	1	_	_	-	-	-	1	1	_	1	1	_	5
相談日数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12

### ②年齢別相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
10代	_	-	_	_	-	-	_	_	-	_	-	-	-
20代	1	-	-	_	-	-	-	1	-	-	-	-	2
30代	-	-	-	_	-	-	-	-	-	1	-	-	1
40代	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50代	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-
60代	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70代以上	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不明	_	_	_	_	-	-	1	-	-	ı	1	-	2
合 計	1	-	_	-	-	-	1	1	-	1	1	-	5

# ③相談内容別件数(主訴件数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
心とからだ	1	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	3
仕事•経済	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	1
家族•親族関係	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他との人間関係	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
SOGI関係	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
社会資源 (医療)	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社会資源 (福祉)	-	-	-	-	ı	1	-	-	-	1	-	-	-
社会資源 (教育)	-	-	-	-	ı	1	-	-	-	1	-	-	-
社会資源 (法律)	-	-	-	-	ı	1	-	-	-	1	-	-	-
その他	_	_	-	_	-	-	-	-	-	-	_	-	-
合 計	1	_	-	_		ı	1	1	-	1	1	-	5

# (5) にじいろ法律相談

専門の弁護士による相談: 一回35分 第4日曜日 10:00~11:30(2枠)

# <令和4年度実績>

# ①利用状況(予約・受付等)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	_	_	_	1	-	1	_	1	1	1	1	_	6
相談日数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12

# ②年齡別相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
10代	_	_	_	-	_	-	_	_	-	_	-	_	_
20代	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30代	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
40代	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50代	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	2
60代	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	2
70代以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不明	_	_	-	-	-	-	-	1	1	-	_	_	2
合 計	-	-	-	1	-	1	-	1	1	1	1	-	6

# ③相談内容別件数(主訴件数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
誹謗中傷	_	_	ı	1	_	1	ı	_	_	ı	ı	_	_
ハラスメント		ı	ı	1	ı	1	ı	-	-	1	1	-	4
カミングアウト	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アウティング	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
パートナー 関係	_	-	ı	ı	_	ı	ı	_	-	ı	ı	-	-
家族・子育て	-	_	ı	-	_	-	1	-	1	1	ı	-	1
法制度	-	_	ı	-	_	-	-	1	-	-	П	-	1
施設•設備	-	_	ı	-	_	-	-	_	-	-	П	-	-
DV	-	_	ı	-	_	-	-	_	-	-	П	-	-
その他	_	_	ı	П	-	П	-	-	_	-	-	_	-
合 計	_	-		1	-	1		1	1	1	1	-	6

# (6) 女性のためのLINE相談To U

専門員によるLINEでの相談: 一回30分程度 毎週木曜日・土曜日 18:00~21:00

### <令和4年度実績>

# ①利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	14	20	33	23	27	15	23	16	16	13	8	24	232
うち男性	1	-	-	_	-	-	_	-	-	-	_	-	1
相談日数	8	7	9	9	7	9	9	7	8	8	6	9	96

# ②年齢別相談件数

	職業	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	合計
10代	有	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	33
1010	無	5	8	10	5	2	1	2	-	-	-	-	-	33	33
20代	有	-	1	1	2	2	4	4	1	-	1	1	1	14	39
2010	無	-	-	4	-	2	3	6	5	3	1	1	-	25	39
30代	有	4	4	5	3	2	1	1	3	5	1	4	2	35	71
3010	無	2	1	1	2	4	-	1	3	6	6	-	10	36	7 1
40代	有	2	3	5	3	5	5	7	4	-	2	2	4	42	57
401	無	-	3	3	3	-	-	1	-	1	1	-	3	15	51
50代	有	-	ļ	ļ	1	J	-	-	-	-	ļ	ļ	-	-	31
3010	無	-	1	5	5	10	1	1	-	1	2	1	4	31	31
60代	有	_	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	_	-	_
8010	無	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	_
70代	有	_	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	_	-	
7010	無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_
80代	有	-	1	1	1	1	-	-	-	-	1	1	-	-	_
以上	無	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	_
不	明	1	-	ı	-	ı	ı	-	ı	-	-	ı	ı	1	1
合	計	14	20	33	23	27	15	23	16	16	13	8	24	232	232

<sup>※</sup>職業無には不明も含む

# ③相談内容別件数(主訴件数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
学校	2	2	7	2	3	1	2	-	-	-	-	-	19
友 達	-	3	4	1	1	I	2	1	-	1	1	1	13
家族	3	4	5	5	6	4	5	6	4	1	3	7	52
仕 事	-	3	4	1	4	-	3	-	-	1	1	3	20
お金	1	ı	2	თ	თ	ı	-	ı	1	ı	I	1	11
恋愛	-	1	-	1	1	-	-	2	1	1	1	1	7
妊 娠	-	1	1	1	-	ı	-	ı	-	1	1	1	2
メンタル	ı	თ	4	ı	7	5	7	5	4	80	1	Э	47
ネットトラブル	ı	ı	ı	1	ı	ı	-	ı	-	ı	I	ı	1
暴力	1	ı	ı	2	1	1	-	ı	-	ı	I	1	6
その他	5	2	6	6	1	4	4	2	6	თ	2	80	49
回答なし・不明	2	1	-	1	_	ı	-	-	-	_	1	_	5
合 計	14	20	33	23	27	15	23	16	16	13	8	24	232

# 3 施設運営

# <過去5か年度の年度別・種類別 利用件数及び人数>

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	多目的室	707	645	446	545	704
件数	ミーティング ルーム	246	216	69	110	145
IT \$X	情報コーナー	70	74	121	62	65
	活動コーナー	374	231	308	352	285
ê	iāt	1,397	1,166	944	1,069	1,199
	多目的室	9,649	8,354	4,514	5,678	7,774
人数	ミーティング ルーム	1,282	1,221	308	506	714
八奴	情報コーナー	99	88	130	70	74
	活動コーナー	1,198	92	316	352	507
ê	計	12,228	9,755	5,268	6,606	9,069

# (1)多目的室利用状況

<令和4年度実績>

# ①時間別利用状況

月	午前(98	寺~12時)	午後(18	5~5時)	夜間(68	\$∼9時)	合	計
A	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
4月	29	256	29	382	8	101	66	739
5月	27	212	27	281	5	89	59	582
6月	34	335	31	458	5	80	70	873
7月	24	247	29	349	4	59	57	655
8月	23	181	20	220	6	39	49	440
9月	27	201	23	271	6	79	56	551
10月	29	278	27	362	5	56	61	696
11月	25	241	28	307	6	82	59	630
12月	23	186	26	266	3	64	52	516
1月	24	191	24	254	5	65	53	510
2月	26	417	25	421	7	96	58	934
3月	27	205	30	355	7	88	64	648
合計	318	2,950	319	3,926	67	898	704	7,774
月平均	27	246	27	327	6	75	59	648

# ②部屋別利用状況 (件数)

月	多目的室A·B	多目的室A	多目的室B	合計
4月	26	20	20	66
5月	17	20	22	59
6月	27	18	25	70
7月	29	11	17	57
8月	24	15	10	49
9月	22	10	24	56
10月	31	12	18	61
11月	29	13	17	59
12月	17	17	18	52
1月	17	17	19	53
2月	29	13	16	58
3月	25	16	23	64
計	293	182	229	704

# ③曜日別利用状況

月	火曜		7.	水曜		木曜		金曜		土曜		日曜		合 計	
Я	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	
4月	12	88	9	115	17	146	10	111	10	167	8	112	66	739	
5月	13	117	8	92	13	116	11	119	6	59	8	79	59	582	
6月	12	115	13	185	19	157	11	115	80	141	7	160	70	873	
7月	4	26	8	90	17	130	9	85	10	132	9	192	57	655	
8月	10	86	11	105	11	67	3	19	7	80	7	83	49	440	
9月	9	66	9	101	18	164	9	85	6	77	5	58	56	551	
10月	6	41	9	82	15	170	11	103	10	168	10	132	61	696	
11月	16	152	9	132	11	130	11	84	7	96	5	36	59	630	
12月	11	75	5	54	14	161	9	87	6	60	7	79	52	516	
1月	8	62	8	87	14	134	11	94	6	71	6	62	53	510	
2月	14	307	11	253	10	139	11	94	7	91	5	50	58	934	
3月	6	68	13	163	17	135	13	126	8	82	7	74	64	648	
合計	121	1,203	113	1,459	176	1,649	119	1,122	91	1,224	84	1,117	704	7,774	

# (2) その他の施設の利用内訳

П	情報コーナー		ミーティングルーム		活動コーナー		合計	
月	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
4月	4	4	15	66	51	51	70	121
5月	8	8	13	69	21	21	42	98
6月	7	7	15	70	39	48	61	125
7月	8	9	10	51	32	32	50	92
8月	4	4	8	37	21	21	33	62
9月	5	5	10	44	40	54	55	103
10月	3	3	17	88	12	32	32	123
11月	5	8	11	53	14	52	30	113
12月	5	5	15	72	11	27	31	104
1月	7	9	9	49	16	52	32	110
2月	5	8	10	48	10	48	25	104
3月	4	4	12	67	18	69	34	140
合計	65	74	145	714	285	507	495	1,295
月平均	5	6	12	60	24	42	41	108



# 4 団体登録状況

<過去5か年度の団体登録状況>

	新規登録数	登録数
平成 30 年度	6件	60 団体
令和元年度	3件	55 団体
令和2年度	5件	58 団体
令和3年度	6件	60 団体
令和4年度	3件	50 団体

<sup>※</sup>新規登録数・登録数は、いずれも各年度末日時点の状況

# 5 情報コーナー (所蔵数・貸出状況)

# (1) 所蔵数

図書	4,289冊		
ビデオ・DVD	94本		
合計	4,383 点		

<sup>※</sup>図書、ビデオ・DVDの所蔵数は、いずれも令和4年度末日時点の数

# (2)貸出状況

図書	378 冊		
ビデオ・DVD	27本		
合計	405 点		
□āl	(延人数:288名)		



# ○参考資料

# 東京都北区男女共同参画条例

(平成 18 年 6 月 30 日 条例第 43 号)

日本国憲法は個人の尊重と法の下の平等をうたい、また、国際連合を中心とした国際社会は、女性に対するあらゆる分野における差別を撤廃することに積極的に取り組んできた。さらに、配偶者への暴力をはじめ、暴力は個人の尊厳と人権を踏みにじるものであり、暴力を生み出す社会の問題としてとらえ、暴力の根絶への取組が始まっている。すべての人が共にそれぞれの個性と人格を尊重しあい、差別のない社会をつくること、これは我が国及び国際社会の悲願である。我が国はそれを二十一世紀の最重要課題と位置付け、男女共同参画社会基本法を制定した。

しかし、これは国と国際社会の取組だけでは実現できない。地域社会において、男女が共同して社会に参画し、生活の中の身近な取組を積み上げていくことにより、等しくそれぞれの個性と人格が尊重される社会が実現される。

北区では、これまで男女共同参画社会の実現のための取組みを進めてきたが、いまだ、解決すべき様々な課題がある。

男女共同参画を推進することにより、すべての個 人が等しく尊重される、豊かで暮らしやすい地域社 会を実現することを目指して、ここに、この条例を 制定する。

### 第一章 総則

### (目的)

第一条 この条例は、男女共同参画社会の実現に関し基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画社会の実現に関する施策(以下「男女共同参画施策」という。)を総合的かつ計画的に推進することにより、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる地域社会を実現することを目的とする。

### (用語の定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語

の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野(以下「あらゆる分野」という。)に参画すること(以下「男女共同参画」という。)の機会が確保され、もつて男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- 二 積極的格差是正措置 あらゆる分野における男女間の参画に関する格差を是正するため、 必要な範囲内において男女のいずれか一方に 対して機会を積極的に提供することをいう。
- 三 区民 区内に居住し、又は区内に在勤し、若 しくは在学する個人をいう。
- 四 事業者 営利又は非営利にかかわらず、区内 で事業活動を行う個人及び法人その他の団体 をいう。
- 五 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に より、相手に不快感若しくは不利益を与え、又 は相手の生活環境を害することをいう。

### (基本理念)

- 第三条 男女共同参画社会を実現するため、次に掲 げる事項を基本理念として定める。
  - 一 すべての区民はその人権が尊重され、直接であるか間接であるかを問わず、性別による差別を受けず、個性と能力を発揮できる機会が確保されること。
  - 二 性別による固定的な役割分担意識に基づく 社会の制度及び慣行が改善され、すべての区民 が多様な生き方を選択できる社会づくりが推 進されること。
  - 三 すべての区民が社会の対等な構成員として、 あらゆる分野における政策及び方針の立案及 び決定に共に参画できる機会が確保されること。
  - 四 学校教育をはじめとするあらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた教育が推進されること。
  - 五 すべての区民が相互の協力及び社会の支援 の下に、育児、介護その他の家庭生活と仕事そ の他の社会活動との均衡と調和のとれた生活

を営むことができること。

- 六 すべての区民が互いの性を理解し、互いにそ の意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が 保障されること。
- 七 男女共同参画の推進は、地域における国際化の進展に配慮し、国際理解の下に行われること。

### (性別による権利侵害の禁止)

- 第四条 何人も、あらゆる分野において、直接であるか間接であるかを問わず、性別による差別的取扱いを行つてはならない。
- 2 何人も、あらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント及び配偶者への暴力その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為(以下「暴力的行為」という。)を行ってはならない。

### (あらゆる情報の公表への配慮)

第五条 何人も、あらゆる情報の公表に当たっては、 性別に起因する人権侵害を助長することのない よう、かつ、セクシュアル・ハラスメント及び暴 力的行為を誘発することのないよう配慮するも のとする。

### (区の責務)

- 第六条 区は、基本理念に基づき、男女共同参画の 推進に関する施策 (積極的格差是正措置を含む。 以下「関連施策」という。) を策定し、総合的か つ計画的に推進するものとする。
- 2 区は、関連施策を実施するために、必要な体制 の整備及び財政上の措置を講ずるものとする。
- 3 区は、関連施策の実施にあたり、区民、事業者 並びに国及び都その他の地方公共団体と積極的 に連携及び協力するものとする。

### (区民の責務)

- 第七条 区民は、基本理念に基づき、男女共同参画 に関する理解を深め、あらゆる分野の活動におい て男女共同参画の推進に取り組むよう努めるも のとする。
- 2 区民は、区及び事業者との連携を図り、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

#### (事業者の責務)

第八条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動に おいて男女共同参画を推進し、男女が育児、介護 その他の家庭生活と仕事その他の社会活動との 均衡と調和のとれた生活を営むことができるよ

- う努めるものとする。
- 2 事業者は、区及び区民との連携を図り、男女共 同参画を推進するよう努めるものとする。

### 第二章 基本的施策等

#### (基本的施策)

- 第九条 区は、男女共同参画を推進するため、次の 各号に掲げる施策を行うものとする。
  - 一 すべての区民が性別による差別を受けることなく、個性と能力を発揮することが尊重される社会の実現を目的とした、区民及び事業者への啓発、調査研究、広報活動、情報提供及び情報収集に関する施策
  - 二 セクシュアル・ハラスメント及び配偶者等への暴力の防止並びに被害者の保護及び支援に関する施策
  - 三 あらゆる分野の活動の意思決定過程への参 画に関する格差が男女間に生ずることのない よう必要な措置を講ずるための施策
  - 四 学校教育をはじめとするあらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた学習機会の提供、啓発、研修その他男女共同参画の推進に資する教育のために必要な施策
  - 五 すべての区民が共に育児、介護その他の家庭 生活と仕事その他の社会活動との均衡と調和 のとれた生活を営むことを支援する施策
  - 六 すべての区民が互いの性と人権を尊重し、共 に健康な生活を営むことを支援する施策
  - 七 前各号に掲げるもののほか、第三条に規定する基本理念を実現するために必要な施策

### (行動計画)

- 第十条 区長は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。
- 2 区長は、行動計画を策定するに当たつては、あらかじめ第十三条に規定する東京都北区男女共同参画審議会に諮問するとともに、区民及び事業者の意見を反映できるよう適切な措置を講ずるものとする。
- 3 区長は、行動計画を策定したときは、これを広 く区民に公表するものとする。
- 4 前二項の規定は、行動計画の変更について準用する。

#### (年次報告)

第十一条 区長は、毎年度、行動計画に基づく施策 の実施状況を明らかにする報告書を作成し、公 表するものとする。

### (拠点施設)

第十二条 区長は、第九条に掲げる基本的施策を推進するための拠点施設を設置し、区民及び事業者による男女共同参画に関する活動への支援、相談、情報提供、情報収集その他男女共同参画施策の推進に関する事業を実施するものとする。

# 第三章 男女共同参画審議会

#### (設置)

- 第十三条 男女共同参画の推進を図るため、区長の 附属機関として、東京都北区男女共同参画審議会 (以下「審議会」という。)を設置する。
- 2 審議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。
  - 一 区長の諮問に応じて、第十条第二項及び第四 項の規定により行動計画の策定及び変更につ いて調査審議し、答申すること。
  - 二 行動計画の推進及び進捗状況その他男女共 同参画推進に関する事項について調査研究を 行い、区長に意見を述べること。
  - 三 第十五条第四項により、同条に規定する東京 都北区男女共同参画苦情解決委員会から意見 を求められたときに、意見を表明すること。
  - 四 その他男女共同参画推進に関し区長が必要と認めること。
- 3 審議会の委員は、二十人以内とし、男女共同参 画の推進に理解と識見を有するもののうちから 区長が委嘱又は任命する。
- 4 審議会の委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び 運営に関し必要な事項は、東京都北区規則(以下 「規則」という。)で定める。

# 第四章 苦情への対応 (苦情の申出と処理)

第十四条 区民及び事業者は、区長に対し次の各号 に掲げる事項に関し苦情の申出をすることがで

きる。

- 区が実施する男女共同参画施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施 策に関する事項
- 二 前号に規定するもの以外の性別による差別 等男女共同参画の推進を阻害すると認められ る事項
- 2 区長は、前項に規定する苦情の申出(以下「苦情の申出」という。)に対し、男女共同参画に資するように適切に対応し、処理するものとする。
- 3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる 事項については苦情の申出をすることができな い。
  - 裁判所において係争中の事項又は判決等の あった事項
  - 二 法令の規定により、不服申立てを行っている 事項又は不服申立てに対する裁決若しくは決 定のあった事項
  - 三 区議会で審議中又は審議が終了した事項
  - 四 前項の規定による苦情の申出に対し行われ た処理に関する事項

### (男女共同参画苦情解決委員会の設置)

- 第十五条 区長は、苦情の申出を適切かつ迅速に処理するため、区長の附属機関として、東京都北区 男女共同参画苦情解決委員会(以下「苦情解決委員会」という。)を設置する。
- 2 区長は、苦情の申出がなされたときは、速やか に苦情解決委員会に諮問しなければならない。
- 3 苦情解決委員会は、区長から苦情の申出について諮問があった場合は、苦情の申出に係る必要な調査を行い、必要な措置について区長に答申するものとする。
- 4 苦情解決委員会は、区長から苦情の申出について諮問があった場合において、必要と認めるときは審議会に意見を求めることができる。
- 5 苦情解決委員会の委員は、三人以内とし、男女 共同参画の推進に深い理解と識見を有する者の うちから、区長が委嘱する。
- 6 苦情解決委員会の委員の任期は、二年とし、再 任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前 任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、苦情解決委員会の 組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第五章 雑則

#### (委任)

第十六条 この条例の施行について必要な事項は、 規則で定める。

### 付 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成十八年七月一日から施行する。 ただし、第十条第二項(審議会に係る部分に限 る。)、第三章(第十三条第二項第三号の規定は 除く。)及び付則第三項(苦情解決委員会に係る 部分を除く。)の規定は、平成十八年十月一日か ら、第十三条第二項第三号、第四章及び付則第三 項(苦情解決委員会に係る部分に限る。)の規定 は、平成十九年一月一日から施行する。

### (経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている東京 都北区アゼリアプランは、第十条第一項の規定に より策定された行動計画とみなす。

(東京都北区附属機関の構成員の報酬及び費用弁 償に関する条例の一部改正)

# 東京都北区スペースゆう条例

(平成 15 年 12 月 5 日条例第 39 号)

### (設置)

第一条 女性を取り巻く諸問題の解決及び男女共同参画社会を実現するための諸施策の推進並びに区民の自主的な活動拠点として、東京都北区スペースゆう(以下「スペースゆう」という。)を東京都北区王子一丁目十一番一号に設置する。

#### (事業)

第二条 スペースゆうは、次に掲げる事業を行う。

- 男女共同参画推進のための各種の講座及び研修等の実施に関すること。
- 二 男女共同参画をめざす区民(区内に在勤する者 及び在学する者を含む。)相互の交流の機会及び 場の提供に関すること。

- 三 女性総合相談事業に関すること。
- 四 男女共同参画推進に関する情報、記録、図書その他の資料の収集及び提供に関すること。
- 五 前各号のほか、区長が必要と認める事業

### (施設)

第三条 スペースゆうには、次の施設を設ける。

- 一 交流サロン
- 二 情報コーナー
- 三 活動コーナー
- 四 相談室
- 五 ミーティングルーム
- 六 多目的室
- 七 その他区長が必要と認める施設

### (使用)

- 第四条 スペースゆうの施設で別表に定める施設 及び東京都北区規則(以下「規則」という。)で 定める附帯設備を使用できる者は、男女共同参画 を推進するために使用する者で、次に掲げるもの とする。
- 一 東京都北区(以下「区」という。)と共催で事業を行うために使用するもの
- 二 区内の官公署その他これに準ずるもの
- 三 区内に住所を有する者又は区内に在勤し、若しくは在学する者を主な構成員とする団体
- 四 その他区長が認めたもの

### (使用の承認及び不承認)

- 第五条 スペースゆうの施設で別表に定める施設 及び規則で定める附帯設備(以下「施設等」とい う。)を使用しようとする者は、規則で定めると ころにより申請し、区長の使用承認を受けなけれ ばならない。
- 2 区長は、次の各号の一に該当するときは、前項 の使用承認をしない。
- 一 秩序をみだすおそれがあると認められるとき。
- 二 営利を目的とする行為があると認められると き。
- 三 管理上支障があると認められるとき。
- 四 前三号のほか、区長が使用を不適当と認めるとき。

### (使用料)

第六条 施設等の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める施設使用料及び規則で定める附帯設備使用料(以下「使用料」

と総称する。) を前納しなければならない。

#### (使用料の減免)

第七条 区長は、規則で定めるところにより、使用料をその五割の範囲内で減額し、又は免除することができる。

### (使用料の不還付)

第八条 既納の使用料は、還付しない。ただし、区 長が特別の理由があると認めたときは、その全部 又は一部を還付することができる。

### (使用権の譲渡禁止)

第九条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸 してはならない。

### (施設の変更禁止)

第十条 使用者は、スペースゆうの施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

### (使用承認の取消し等)

- 第十一条 区長は、次の各号の一に該当するときは、 使用承認を取り消し、又は使用を制限し、若しく は停止することができる。
- 一 使用の目的に反する行為をしたとき。
- 二 この条例又はこれに基づく規則に違反したと き。
- 三 工事その他の都合により、区長が特に必要と認めたとき。

### (原状回復の義務)

第十二条 使用者は、使用を終了したときは、施設 を現状に回復しなければならない。前条の規定に より使用承認を取り消され、又は使用を停止され たときも同様とする。

### (損害の賠償)

第十三条 スペースゆうに損害を与えた者は、区長が相当と認める損害を賠償しなければならない。 ただし、区長がやむを得ない理由があると認めた ときは、その額を減額し、又は免除することがで きる。

### (委任)

第十四条 この条例の施行について必要な事項は、 規則で定める。

### 付 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例の施行前に、東京都北区北とびあ科学 館条例を廃止する条例(平成十五年十二月東京都 北区条例第四十号)の規定による廃止前の東京都 北区北とびあ科学館条例の規定によりなされた プラネタリウムホール及び当該プラネタリウム ホールの使用に伴い使用する附帯設備の使用の 申請は、この条例の規定によるプラネタリウムホ ール及び附帯設備の使用の申請とみなす。

### (準備行為)

3 施設等の使用申請その他使用のために必要な 準備行為は、この条例の施行前においても行うこ とができる。

### 付 則(平成二六年一〇月三日条例第二九号)

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

# 付 則(平成二七年七月三日条例第五一号) (施行期日)

1 この条例は、平成二十七年十月一日から施行する。

#### (経過措置)

2 この条例による改正後の東京都北区男女共同 参画センター条例別表の規定は、この条例の施行 の日(以下「施行日」という。)以後に承認する 使用に係る使用料について適用し、施行日前に承 認した使用に係る使用料については、なお従前の 例による。

### 付 則(平成二八年一二月五日条例第七九号)

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

### 別表(第四条—第六条関係)

区分	午前	午後	夜間
	(午前九	(午後一	(午後六
	時~午後	時~午後	時~午後
施設名	零時)	五時)	九時)
多目的室	1,440 円	2,240 円	2,880円
A • B	1,440 🖂	2, 240 □	2,000 🗇
多目的室A	720 円	1,120円	1,440円
多目的室B	720 円	1,120円	1,440円

北区男女共同参画活動拠点施設「スペースゆう」 事業概要(令和5年度事業概要及び令和4年度事業報告)

★発行 令和5年5月 北区総務部多様性社会推進課 北区王子 1-11-1 北とぴあ5階 03-3913-0161 (ダイヤルイン)

> 刊行物登録番号 5-1-019